

令和2年度9月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行

監査委員 寺田 寿夫

5 監査の対象

教育委員会 教育総務課

6 監査の期2

監査対象期間 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

監査実施期間 令和2年9月7日から令和元年9月28日まで

7 本監査の期日

令和2年9月28日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

(1) <指摘事項>

予定金額が30万円以上の契約は契約検査課の執行となるが、小学校管理費及び中学校管理費における複写機再賃貸借について、担当課においても見積合わせを執行せず、契約事務を行っていた。また、使用料金についての契約事務を行っていなかった。

複写機は、賃借料と仕様料金を合わせて契約することが望ましく、契約規則等に基づき適正に執行されたい。

(2) 課題点等

監督職員が任命されていないもの、契約書中の仕様書における提出書類等が確認できないものがあった。また、契約の期限に支払いされていないものがあり、一部に課題が見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務等の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

契約手続きについては、契約規則等に基づき適正に執行されたい。